

大学における安全性の向上に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長江田五月殿

藤末健三



大学における安全性の向上に関する質問主意書

本年十月五日に国立大学法人筑波大学大学院において、有機化学実験後の処理作業中にフラスコが破裂・炎上し、大学院生二人がやけどなどを負うという事故が発生した。このような事故が今後起きないよう事故予防を徹底するため、以下のような対応を図るべきと考える。

よつて、以下質問する。

一 大学における事故情報の収集体制を整備することに加え、収集された事故情報を分析し、再発防止策を定め、再発防止策を普及する体制を整備するべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 大学が安全に関する予算を削減しないように、大学に交付される運営交付金について、各大学が安全性を確保する予算を確保すべき旨の通知を行うべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

三 各大学が個別に作成している安全マニュアルについて、安全性確保に関する大学共通のマニュアルを整備するべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

四 国立大学法人評価委員会が実施する大学評価に安全の目標をより明確に定め、より緻密な評価を行うようにするべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

